

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化」要件について

介護職員等の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。これを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ◎現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ◎処遇改善加算の職場環境等要件について、複数の取り組みを行っていること
- ◎処遇改善加算に基づく取り組みを、ホームページ等を通じて「見える化」を行っていること。

「見える化」要件として、当法人は、処遇改善に関する賃金改善以外は、下記の通り取り組みを行っています。

～職場環境等要件について～

- ①資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ②両立支援・多様な働き方の推進
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ③腰痛を含む心身の健康管理
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ④生産性向上のための業務改善の取組
 - ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
 - ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ⑤やりがい・働きがいの構成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善